

コロナに負けない！玉名の魅力発信観光と物産展
運營業務委託仕様書

1 件 名

コロナに負けない！玉名の魅力発信観光と物産展運營業務委託

2 目 的

新型コロナウイルス感染症の影響に伴うイベントや催事等の中止により、大きな影響を受けた物産品等事業者を支援し、あわせてアフターコロナを見据えて本市への誘客促進を図ることを目的とする。

3 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

4 業務内容

(1) 博多大丸パサージュ広場での物産展開催（委託期間中に2回実施する。）

会場手配、運営、広報等、物産展開催に伴い想定される業務

項目	内容
物産展名	(仮)九州探検隊魅力発信マルシェ×くまもと玉名観光と物産展
日時	契約締結日から令和5年3月31日までの期間で連続した2日間 (平日開催)※委託期間中に2回実施する。 ※新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し開催予定
場所	福岡県福岡市中央区天神 1-4-1 エルガーラ・パサージュ広場
出店者数	最大15事業者（観光ブース含む）
主な業務(参考)	① 備品の調達（下記パサージュ広場側が準備する備品以外） ② 物品運搬全般（4トン未満トラック2台） ③ 会場レイアウト企画調整 ④ 企画に係る各種団体との調整、申請書作成 ⑤ 誘客につながる企画立案 ⑥ 運営管理全般 ⑦ 報告書の作成・提出 ⑧ 物産展開催に伴い発生する上記以外の業務 ※パサージュ広場での物産展は、会場貸出者の指定業者があるため、一部備品の調達、ブースの設営・撤去等に関しては業務に含まない。但し、備品にかかる費用は見積金額に計上すること。
パサージュ広場側が準備する備品(参考)	・マルシェ什器一式：14台 ・パネルパーテーション：22枚 ・ウエイト ：28個 ・オープン冷蔵庫 ：1台 ・各社看板 ：15枚 ・その他副資材一式 上記一式 430,000円（税抜き）

5 その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 契約後の業務

プロポーザルは受託者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務は、玉名市と協議を重ねながら決定することとし、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

6 成果品

納品場所 熊本県玉名市高瀬290-1 玉名市観光物産課

(1) 報告書 ・ 内容：本委託業務により実施した業務実績

・ 数量：印刷物2部及び電子データ

(2) その他、必要に応じ玉名市と協議の上、提出物を決めるものとする。

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、玉名市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

① 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに玉名市に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議の上決定するものとする。

② 玉名市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作人格権を主張しないものとする。

③ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

玉名市は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、前述の要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に玉名市に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。